

# 中泊町農業委員会会議録

令和6年6月10日

中泊町農業委員会

令和6年中泊町農業委員会6月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月10日(月) 13時30分～

2. 開催場所 委員会室2

3. 出席委員( 人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	葛西 誠		
委 員	1番	大川 勝仁	2番	藤田 次男
	3番	青山 邦榮	4番	佐々木 清英
	5番	澤田 健吾	6番	瓜田 益子
	7番	三上 孝	8番	小野 美恵子
	9番	外崎 満幸	10番	松田 耕司
	11番	佐藤 正樹	12番	工藤 正太
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員( 人)

委 員				
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第 7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 8号 農地移動あっせん委員会の結果について

報告第 9号 農地所有適格法人の報告について

【議案】

議案第 9号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第10号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 幹 人

次 長

古 川 優

係 長 打 越 賢 一

主 幹

谷 伊久弥

## 7. 会議の概要

事務局  
(局長)

ただいまから、令和6年中泊町農業委員会6月定例総会を開会いたします。  
本日の出席委員数は15名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

### ◎日程第1 会期の決定について

議長  
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。  
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長  
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

### ◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長  
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。  
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長  
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、1番大川委員、2番藤田委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長、打越係長を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

### ◎日程第3 報告・議案について

議長  
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

### ◎報告第6号

事務局  
(打越)

3ページをご覧ください。  
報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和6年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、1件ございました。  
内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長  
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第6号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長  
(会長)

無いようですので、次に報告第7号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

## ◎報告第7号

事務局  
(次長)

10ページをお開きください。

報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和6年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

5月の相続等の届出は10件ございました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長  
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第7号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長  
(会長)

無いようですので、次に報告第8号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

## ◎報告第8号

事務局  
(打越)

13ページをご覧ください。

報告第8号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和6年5月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和6年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。5月分の農地移動あっせん申し出は6件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長  
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第8号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長  
(会長)

無いようですので、次に報告第9号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

## ◎報告第9号

事務局  
(谷)

15ページをお開きください。

報告第9号「農地所有適格法人の報告について」農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について、次のとおり報告する。令和6年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

16ページから17ページをご覧ください。農地法第6条第1項において、「農地所有適格法人は毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされています。各法人の内容については、資料をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長  
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第9号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長  
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

## ◎議案第9号

議長  
(会長)

議案第9号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局  
(次長)

19ページをお開きください。議案第9号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求め。令和6年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長  
(会長)

それでは、議案第9号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

澤田委員

議席5番、澤田です。それでは報告いたします。去る6月3日、私と瓜田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が4件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長  
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局  
(次長)

20ページをご覧ください。  
受付番号11番は、宮野沢字蛭沢地内の畑5筆、面積は43,608㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。  
受付番号12番は、田茂木字若宮地内の田1筆、面積は3,190㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。  
21ページをお開きください。  
受付番号13番は、田茂木字若宮地内の田1筆、面積は3,912㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。  
受付番号14番は、富野字千歳地内の田1筆、面積は120㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。  
以上、受付番号11番から14番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長  
(会長)

す。ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長  
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長  
(会長)

異議がないようですので、議案第8号は原案のとおり決定いたします。

### ◎議案第10号

議長  
(会長)

次の議案に入る前に、5番澤田委員、9番外崎委員に関連している事案が含まれていますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限」により、当該事案の開始から終わりまで退席を求めま

す。  
【澤田委員・外崎委員退席】

議長  
(会長)

次に、議案第10号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局  
(打越)

24ページをお開きください。

議案第10号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和6年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

25ページをお開きください。令和6年6月6日付け中農政第75号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

(所有件移転)

事務局  
(打越)

27ページから30をご覧ください。所有件移転についての申請内容は8件で、内訳は公益社団法人あおもり農業支援センターの売渡が5件、買入が3件となっています。

27ページをご覧ください。

受付番号7番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、尾別字湯島地内の農地2筆他1筆、地目は田、面積は17,855㎡です。売買価格は535万6千円です。対価の支払い期限は令和6年6月20日を予定しております。

受付番号8番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、田茂木字若宮地内の農地2筆、地目は田、面積は7,806㎡です。売買価格は232万円です。対価の支払い期限は令和6年6月20日を予定しております。

27ページから28ページをご覧ください。

受付番号9番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、田茂木字若宮地内の農地6筆、地目は田、面積は4,895㎡です。売買価格は132万2千円です。対価の支払い期限は令和6年6月20日を予定しております。

受付番号10番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、宮野沢字蛭沢地内の農地1筆、地目は田、面積は2,579㎡です。売買価格は55万円です。対価の支払い期限は令和6年6月20日を予定しております。

28ページから29ページをご覧ください。

受付番号11番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、田茂木字若宮地内の農地7筆、地目は田、面積は17,832㎡です。売買価格は800万円です。対価の支払い期限は令和6年6月20日を予定しております。

受付番号12番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮地内の農地6筆、地目は田、面積は10452.48㎡です。売買価格は418万円です。対価の支払い期限は令和6年6月27日を予定しております。

30ページをご覧ください。

受付番号13番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、高根字小金石地内の農地1筆、地目は田、面積は7,247㎡です。売買価格は217万4千円です。対価の支払い期限は令和6年6月27日を予定しております。

受付番号14番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮地内の農地4筆、地目は田、面積は4,919㎡です。売買価格は123万円です。対価の支払い期限は令和6年6月27日を予定しております。

所有件移転については以上です。

事務局  
(打越)

(利用権設定)

48ページから51ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号42番から48番までの7件です。内訳は再設定が2件、新規が5件となっております。

受付番号42、43番は再設定となりますので詳しくは資料をご覧ください。

49ページをお開きください。

受付番号44番は、新規の設定で農地は田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は2,750㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は総額52,840円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号45番は、新規の設定で農地は宮川字種取の農地2筆、地目は田、面積は10,068㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。

50ページをご覧ください。

受付番号46番は、新規の設定で農地は中里字平山の農地1筆、地目は田、面積は1,465㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米2俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号47番は、新規の設定で農地は田茂木字若宮の農地6筆、地目は田、面積は24,951㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり10,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。

51ページをお開きください。

受付番号48番は、新規の設定で農地は田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は6,378㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。賃貸借権設定については以上です。

(農地中間管理事業の利用権設定)

54ページから56ページをご覧ください。

今月の農地中間管理機構を通しての利用権設定は受付番号機構24-4番から受付番号機構24-11番までの8件です。

受付番号機構24-4番は新規の設定で、設定する農地は薄市字飛石の農地3筆、地目は田、面積は5,896㎡の賃貸借です。期間は16年。土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり10,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号機構24-5番は新規の設定で、設定する農地は今泉字神山の農地4筆、地目は田、面積は5,205㎡の賃貸借です。期間は16年。土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり10,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。

55ページをご覧ください。

受付番号機構24-6番は新規の設定で、設定する農地は今泉字神山の農地5筆、地目は田と畑、面積は6,467㎡の賃貸借です。期間は16年。土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり10,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。

55ページから56ページをご覧ください。

受付番号機構24-7番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地6筆、地目は田、面積は10,763㎡の賃貸借です。期間は10年。土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり10,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号機構 24-8 番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地 3 筆、地目は田、面積は 5,520㎡の賃貸借です。期間は 10 年。土地改良費は借主負担。賃借料は 10 a あたり 10,000 円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号機構 24-9 番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地 1 筆、地目は田、面積は 2,910㎡の賃貸借です。期間は 10 年。土地改良費は借主負担。賃借料は 10 a あたり 10,000 円。土地改良費は借主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

57 ページをお開きください。

受付番号機構 24-10 番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地 7 筆、地目は田、面積は 4,508㎡の賃貸借です。期間は 10 年。土地改良費は借主負担。賃借料は 10 a あたり 10,000 円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号機構 24-11 番は新規の設定で、設定する農地は薄市字飛石の農地 2 筆、地目は畑、面積は 432㎡の使用貸借です。期間は 16 年。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えま

ありがとうございます。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませ

議長  
(会長)

【質問なしの声あり】

ないようですので、お諮りいたします。議案第 9 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませ

議長  
(会長)

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第 9 号は原案のとおり決定いたします。

議長  
(会長)

澤田委員、外崎委員の入室を許可しま

【澤田委員・外崎委員入室】

議長  
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長  
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長  
(会長)

異議がないようですので、議案第9号は原案のとおり決定いたします。

澤田委員、外崎委員の入室を許可します。

【澤田委員・外崎委員入室】

◎報告・協議事項

議長  
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局  
(打越)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長  
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和6年中泊町農業委員会6月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年6月10日

農業委員会  
会長

(松坂 龍美)

松坂 龍美

(大川 勝仁)

署名委員

大川 勝仁

(藤田 次男)

署名委員

藤田 次男